

長 寿 号 外
平成20年10月21日

各 { 老人福祉施設 施設長
有料老人ホーム 管理者
介護保険施設 管理者
介護サービス事業所 管理者 } 殿

奈良県福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

地上デジタル放送への完全移行に向けた周知等について

平素は、高齢者福祉・介護保険行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。

地上放送のデジタル化に関しましては、電波法において、**平成23年7月24日にアナログ放送を終了し、デジタル放送に完全移行する**こととなっているところであり、それ以降、引き続き地上テレビ放送を視聴するためには、デジタルテレビや外付けのデジタルチューナー等を用意する、UHFアンテナを設置するなどの対応が必要となります。

貴施設・貴事業所におかれましては、別紙のとおり、地上デジタル放送の完全移行に向けての周知及びデジタル化改修等についてご協力をよろしくお願いいたします。

(担当) 奈良県福祉部長寿社会課
施設整備係・介護事業係
TEL 0742-27-8534 0742-27-8532
FAX 0742-27-3075

(別紙)

○ 高齢者や障害者の入所する社会福祉施設について

地上放送のデジタル化については、「デジタル放送への移行完了のための関係連絡会議」において、平成20年7月10日に別添【参考】のとおり「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」（以下「アクションプラン」という。）が取りまとめられました。

アクションプランにおいては、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設について、

- ・ 平成22年12月末までにデジタル化改修が完了することを目標として取り組むこと

・ 所管官庁において、デジタル化改修状況について把握するよう努めることとされております。

○ 貴施設・貴事業所において、留意していただきたい事項について

- ① 平成23年7月24日にアナログ放送が終了しデジタル放送完全移行すること
- ② デジタル放送を視聴するためには、デジタルテレビ等の購入の他、アンテナの改修等が必要な場合があること
- ③ アナログ放送終了時期が近づくとアンテナ改修等の工事が集中し円滑な改修等が困難となるおそれがあること
- ④ 地上デジタル放送への対応で、分からない場合や困ったことがある場合には、総務省コールセンター（0570-07-0101）までお気軽にご相談頂きたいこと

2011年7月24日までにアナログ放送が終了します

それ以降、アナログテレビをお使いの方は、そのままでは
テレビ放送(地上デジタル放送)を見ることができなくなります。

地上デジタル放送の受信方法はこちら

STEP1 デジタル受信機を用意する

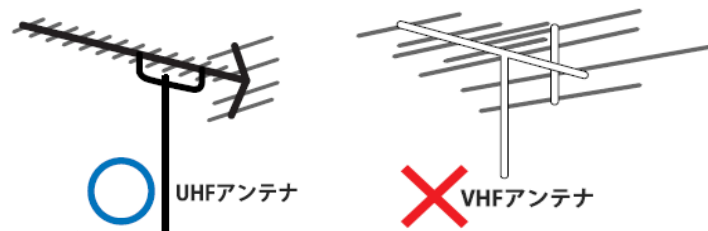
- デジタルテレビに買い替える
- 今お使いのアナログテレビを引き続き使う場合は、デジタルチューナー
またはデジタルチューナー内蔵録画機を用意する

STEP2 アンテナを確認する

地上デジタル放送を見るには、**UHFアンテナ**が必要です。

アナログ放送でお使いのUHFアンテナでも通常はそのまま受信できますが、別途、調整や交換が必要な場合もあります。

※ その他、ケーブルテレビを利用して地上デジタル放送を見ることもできます。通常は有料となりますので、詳しくはお近くのケーブルテレビ会社にお尋ねください(この場合、アンテナの設置は必要ありません)。



他にも気をつけておきたい、こんなこと

- マンションなどの集合住宅の共同受信アンテナで見える場合は、改修工事が必要になる場合があります。詳しくは、建物の所有者、管理組合などにご相談のうえ、お早めにご準備ください。
- 現在、ビル陰の共同受信設備でテレビをご覧になっている場合は、保守管理業者や受信障害の原因である建物の所有者に確認しましょう。
- アナログ放送の終了時期が近付くと、アンテナ改修等の工事需要が集中し、円滑な改修等が困難となるおそれがあります。お早めのご準備をお願いいたします。

(参考)BSアナログ放送も、2011年7月24日までに終了します。ご視聴の方はBSデジタル放送への移行を併せてお願いいたします。(お問い合わせは、0570-01-2011まで(IP電話等からは、045-345-4080))

地デジに関するお問い合わせはこちら

平日：午前9時～午後9時
土日祝：午前9時～午後6時

総務省地デジコールセンター



0570-07-0101

ナビダイヤル

※IP電話などからは「03-4334-1111」にお電話ください。

◎地デジ放送エリアのめやすについては(社)デジタル放送推進協会のHPで確認できます。

⇒URL: <http://www.dpa.or.jp/>

【参考】

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」抜粋
[デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議]
[平成 20 年 7 月 10 日決定]

第 2 具体的な取組

第 1 章 公共施設のデジタル化

公共施設のデジタル化については、①設置されているテレビが利用者にとって緊急時の連絡手段として重要な役割を果たすような施設については早期かつ確実にデジタル化される必要があること及び②国又は地方公共団体の施設については各地域における工事の平準化等の観点から早期にデジタル化改修されることが望ましいこと等から、平成 22 年 12 月末までに全ての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組む。

(1) 国民生活と密接に関連する公共的な施設のデジタル化【関係省庁】

国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの（特に、学校、公民館、病院、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設。以下「重要公共施設」という。）について、各施設のデジタル化改修が完了するよう、各重要公共施設の所管省庁から、本年 9 月中旬に注意喚起を行う。また、各重要公共施設の所管省庁においては、重要公共施設のデジタル化改修状況について把握するよう努める。

なお、重要公共施設のうち、国又は地方公共団体が自ら所有するものについては、(2) 又は (3) の取組として実施することとし、(2) 又は (3) に該当する施設に優先してデジタル化対応を行うこととする。

(2) 国の施設のデジタル化【全省庁】

(省略)

(3) 地方公共団体の施設のデジタル化【総務省・関係省庁】

(省略)

※デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議のサイト
(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitalbroadcast/>)